

池田市職員の給与・定員管理等について

目次

1	総括	1～2
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	2～3
3	一般行政職の級別職員数等の状況	3～5
4	職員の手当の状況	5～7
5	特別職の報酬等の状況	7
6	職員数の状況	8～9
7	技能職員等の給与等の見直しに向けた取組方針	10～12

池田市職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（令和6年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
102,969	45,524,144	142,125	8,915,628	19.6	18.6

※人件費には特別職などに支給される給料や報酬なども含まれます。

(2) 職員給与費の状況（令和6年度普通会計決算）

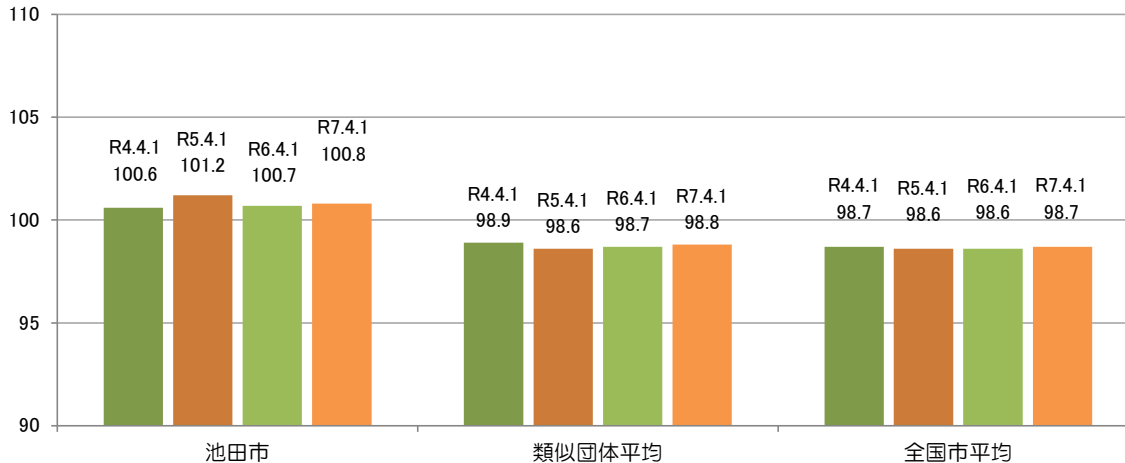
職員数 A	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
人	千円	千円	千円	千円
677	2,818,399	933,448	1,298,333	5,050,180

(注)

- 職員手当には退職手当・児童手当を含みません。
- 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
千円	千円
7,460	6,570

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)

- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- （ ）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※R7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

初任給が国と比して高水準及び55歳超職員の昇給停止未実施。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行うとされています。その他、各種手当について見直しを行うとされています。

①給料表の見直し [未実施]

(理由)号給カットについては、本市は国家公務員と比較して昇格所要年数が短く、号給カットを実施しなくても昇格メリットがあることに加え、カットを行った場合、経験がある職員と昇格してすぐの職員が同じ給料となるケースも想定でき、不公平感があり未実施。俸給月額の上上げについては、本市においては国の(行一)8級を使用している部長級(7級)が最高職階であるため、隣接する級間の上上げの解消は未実施。

②地域手当の見直し

(支給割合)国基準12%に対し、池田市においても12%を支給。

(実施時期)令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き下げることにし、令和7年4月1日時点は14%、令和8年4月1日は13%、令和9年4月1日からは12%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
国基準による支給割合	15%	14%	13%	12%
池田市の支給割合	15%	14%	13%	12%

③その他の見直し等

扶養手当、通勤手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国基準ベース)
池田市	39.7 歳	321,866 円	425,053 円	411,260 円
大阪府	41.3 歳	323,086 円	434,367 円	382,395 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.1 歳	326,243 円	416,641 円	377,880 円

② 技能労務職

※10ページの「技能職員等の給与等の見直しに向けた取組み方針」に記載しています。

③ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国基準ベース)
池田市	37.2 歳	330,178 円	449,427 円	430,295 円
類似団体	39.0 歳	319,526 円	413,151 円	368,656 円

(注)

- 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当や特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため、国家公務員と同じベースで算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		池田市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	230,000 円	227,100 円	220,000 円
	高校卒	207,400 円	192,900 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	205,000 円	201,467 円	－ 円
	中学卒	192,500 円	－ 円	－ 円
消防職	大学卒	249,800 円	－ 円	－ 円
	高校卒	219,800 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	298,976 円	386,038 円	421,983 円	428,814 円
	高校卒	－ 円	322,700 円	－ 円	－ 円
技能労務職	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	346,917 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円	345,834 円
消防職	大学卒	311,400 円	376,100 円	369,800 円	414,300 円
	高校卒	264,700 円	－ 円	－ 円	399,767 円

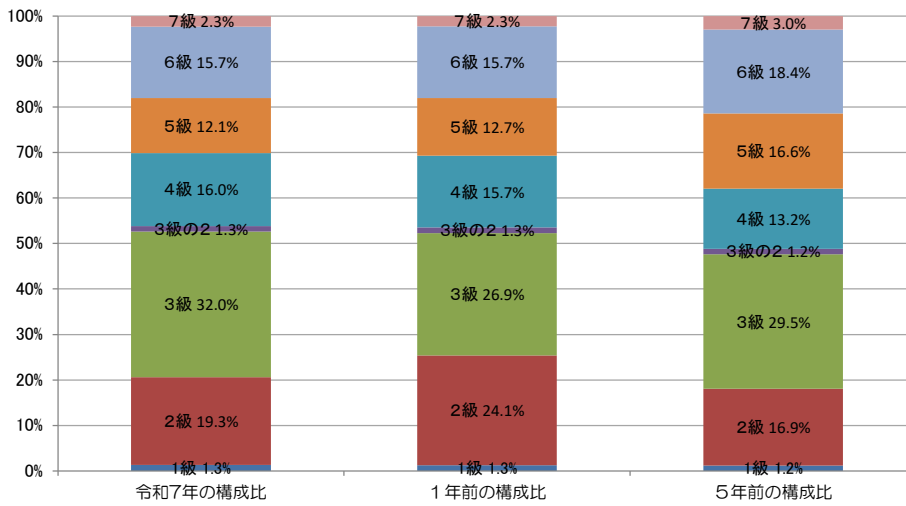
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

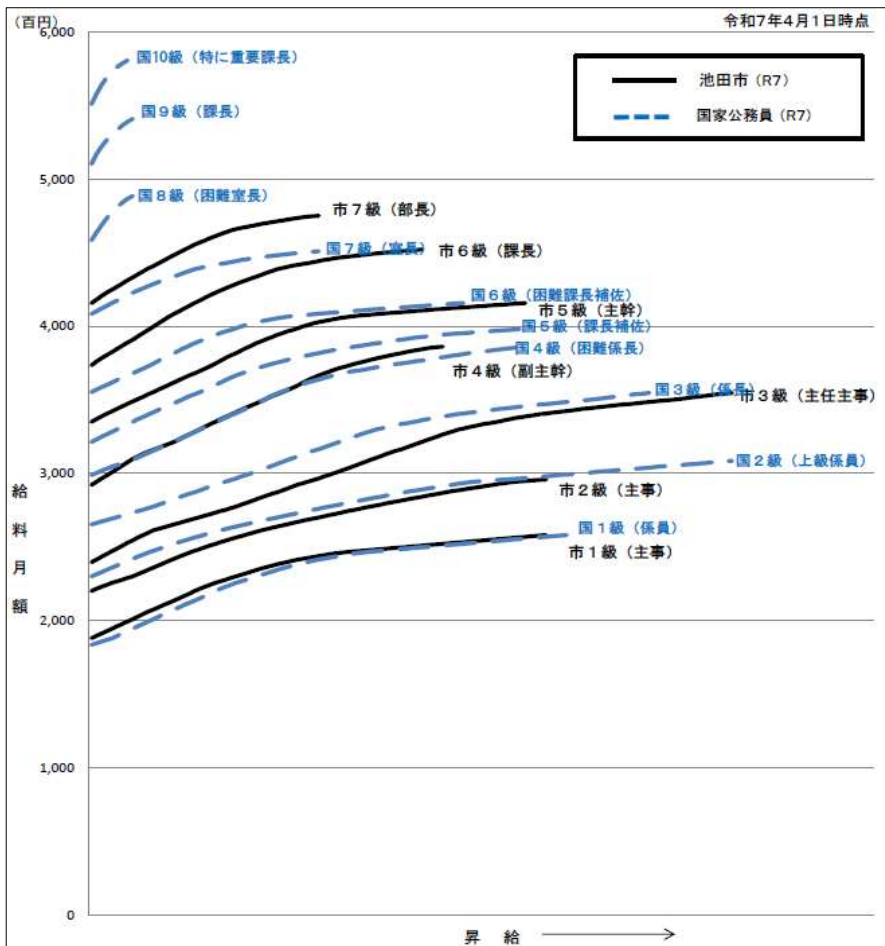
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、その他これらに相当する職務	5 人	1.3%	188,000 円	258,100 円
2級		75 人	19.3%	220,000 円	295,800 円
3級	主任主事、その他これらに相当する職務	124 人	32.0%	239,600 円	354,700 円
3級の2		5 人	1.3%	263,300 円	392,800 円
4級	統括主任、副主幹	62 人	16.0%	292,100 円	386,100 円
5級	主幹	47 人	12.1%	335,000 円	415,700 円
6級	次長、課長	61 人	15.7%	373,400 円	452,100 円
7級	技監、理事、部長、参事	9 人	2.3%	415,600 円	475,000 円

(注)

- 1 池田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
- 3 3級の2の職員については、平成20年4月1日から経過措置として同条例附則別表第7が適用されています。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	\		\	
□ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

池田市		大阪府		国	
1人当たり支給額（令和6年度） 1,822 千円		1人当たり支給額（令和6年度） 1,875 千円		-	
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.400月分）（1.000月分）		（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40月分）（1.00月分）		（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.400月分）（1.000月分）	
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり
	・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%		・管理職加算 10~25%

※()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	\		\	
□ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

池田市			国		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 勤続25年以上の定年前早期退職者の退職年齢に応じ、退職手当額の2~20%を加算。			その他の加算措置 勤続20年以上の定年前早期退職者の退職年齢に応じ、退職手当額の2~45%を加算。		
1人当たり平均支給額 968千円 22,784千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		414,758 千円	
支給職員1人当たりの平均支給額 (令和6年度決算)		630,331 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
池田市	14 %	658 人	14 %

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		7,569 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		78,845 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度決算)		14.6 %	
手当の種類 (手当数)		5 (8)	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
火葬業務等従事手当	火葬業務等従事者	火葬業務に従事したとき	1件450円 (死獣の場合220円)
		市営葬儀に従事したとき	1件700円
		行旅死亡人の収容移送業務に従事したとき	1件1,150円
感染症予防消毒等従事手当	感染症の予防又は消毒作業従事者	感染症の予防又は消毒作業に従事したとき	日額350円
ごみ・し尿等取扱手当	し尿収集作業従事者	し尿収集又はし尿処理作業に従事した者	日額800円
	ごみ収集作業従事者	ごみ収集又はごみ処理作業に従事した者	
	ごみ処理作業従事者	汚物・死獣収集処理作業に従事した者	
救急救命処置等従事手当	救急救命士である消防職員	救急業務において救急救命処置を実施した者	1回2,000円
	消防職員	心身に著しい負担を与える救急業務に従事した者	1回1,000円
夜間特殊業務従事手当	クリーンセンター及び消防署の職員で夜間特殊業務従事者	午後10時から翌日の午前5時までの時間帯に勤務した者	深夜の全部 1夜980円 深夜の一部 1夜650円 (2時間未満440円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	112,023 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	170 千円
支給実績 (令和5年度決算)	102,031 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	164 千円

(注)

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	配偶者(3,000円 部長級は0円)、子(11,500円)、父母等(6,500円 部長級は3,500円)、16~22歳の子(5,000円加算)	同		71,466千円	229,794円
住居手当	借家居住者(28,000円の範囲内で支給)	同		60,954千円	325,955円
通勤手当	交通機関利用者(150,000円の範囲内で支給)、交通用具利用者(使用距離に応じて38,700円の範囲内で支給)。6か月を超えない範囲で4月と10月に支給	同		62,644千円	109,592円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額 \times 100分の25を超えない額を支給	異	職務の級における最高の号級の給料月額の100分の25を超えない額を支給	150,642千円	581,629円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料 議員報酬	市長	686,000 円 (980,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 686,000 円	
	副市長	765,000 円 (850,000 円)	891,000 円 / 680,000 円	
	議長	700,000 円 (700,000 円)	760,000 円 / 450,000 円	
	副議長	640,000 円 (640,000 円)	670,000 円 / 400,000 円	
	議員	600,000 円 (600,000 円)	620,000 円 / 377,000 円	
	期末手当	市長 副市長	(令和6年度支給割合) 4. 35月	
議長 副議長 議員		(令和6年度支給割合) 4. 35月		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	(基本分) 給料月額 \times 150/100 \times 4年 (加算分) 給料月額 \times 40/100 \times 48月	24,696,000 円	(基本分) 退職日 (加算分) 退職から3月後
	副市長	(基本分) 給料月額 \times 150/100 \times 4年 (加算分) 給料月額 \times 15/100 \times 48月	11,220,000 円	(基本分) 退職日 (加算分) 退職から3月後

(注)

- 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。
- 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。
- 現市長については、退職手当は支給しません。（令和8年4月1日時点）

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数（人）		対前年 増減数 （人）	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	8	8	0	子ども子育て支援関連部門の減員 子ども子育て支援関連部門の減員
		総務企画	110	110	0	
		税務	29	29	0	
		民生	141	140	△ 1	
		衛生	82	80	△ 2	
		労働	0	0	0	
		農林水産	4	4	0	
		商工	8	8	0	
	土木	57	56	△ 1	保全点検業務の減員	
		計	439	435	△ 4	〈参考〉 人口1万人当たり職員数42.38人 (類似団体の人口1万人当たり職員数48.95人)
	教育部門	116	112	△ 4	幼稚園教諭の退職等による減員	
	消防部門	130	130	0		
	小計	685	677	△ 8	〈参考〉 人口1万人当たり職員数65.96人 (類似団体の人口1万人当たり職員数63.32人)	
公営企業等会計部門	病院	561	554	△ 7	看護師等の退職による減員	
	水道	49	47	△ 2	技術職の退職等による減員	
	下水道	26	26	0		
	その他	34	34	0		
	小計	670	661	△ 9		
合計		1,355 (1,433)	1,338 (1,433)	△ 17	〈参考〉 人口1万人当たり職員数130.36人	

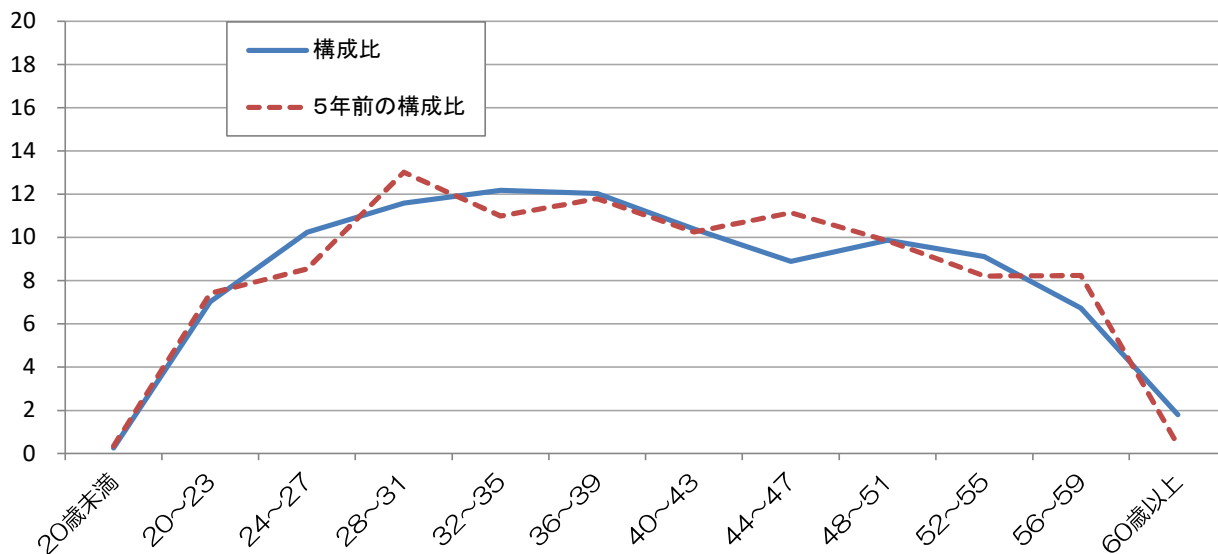
(注)

1 総務省実施「地方公共団体定員管理調査」に基づき、職員数は一般職に属する職員数です。休職者、派遣職員（※）等は含みますが、会計年度任用職員は除いています。

2 () 内は、条例定数の合計です。

※ 派遣職員…「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、公益的法人などに派遣されている職員などをいいます。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
職員数	人 2	人 94	人 137	人 155	人 163	人 161	人 139	人 119	人 132	人 122	人 90	人 24
											計	人 1,338

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	396	404	408	412	439	435	39 (9.8%)
教育	95	97	98	109	116	112	17 (17.9%)
消防	105	107	106	112	130	130	25 (23.8%)
普通会計計	596	608	612	633	685	677	81 (13.6%)
公営企業等会計計	633	645	646	654	670	661	28 (4.4%)
総合計	1,229	1,253	1,258	1,287	1,355	1,338	109 (8.9%)

(注)

1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

技能職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

令和8年4月

1 現状

これまで池田市においては、厳しい財政状況のもとすべての職員の給与について、人事院勧告に準拠することを原則として、給与水準の見直し等をおこなっています。

しかし、技能職員については、民間委託等行財政改革の推進により平成10年度より資格等を有する専門的な職種以外の採用を中止したこともあり、平均年齢、平均経験年数、平均給与月額も高くなっています。

区分	公 務 員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	年収ベース (試算値) B
池田市	51.3 歳	58 人	316,997 円	409,241 円	403,353 円	6,747,199 円
うち清掃職員	48.1 歳	35 人	305,645 円	407,854 円	402,631 円	6,617,159 円
うち用務員	55.5 歳	13 人	343,302 円	421,354 円	418,423 円	7,049,651 円
うち自動車運転手	57.8 歳	3 人	327,316 円	417,148 円	389,927 円	7,073,134 円
うちその他	57.1 歳	7 人	320,485 円	390,290 円	384,733 円	6,695,992 円
池田市水道事業	49.8 歳	12 人	328,627 円	425,060 円	420,045 円	6,987,002 円
うちその他	49.8 歳	12 人	328,627 円	425,060 円	420,045 円	6,987,002 円
池田市公共下水道事業	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	- 円
うちその他	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	- 円
池田市病院事業	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	- 円
うちその他	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	- 円
大阪府	54.3 歳	385 人	296,155 円	370,031 円	341,912 円	-
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	- 円	337,907 円	-
類似団体	53.0 歳	29 人	318,976 円	375,820 円	357,328 円	-

対応する 民間の 類似職種	民 間				
	平均年齢	平均給与月額 C	年収ベース (試算値) D	参考	
				A/C	B/D
廃棄物処理業	48.0 歳	320,600 円	4,457,900 円	1.27	1.48
用務員	47.3 歳	258,000 円	3,449,200 円	1.63	2.04
自動車運転手	61.1 歳	275,600 円	3,681,700 円	1.51	1.92

(注)

- 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（令和4年～令和6年の3カ年平均）。
- 2 民間の技能職種について、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者を対象としているため、正社員でない従業員も含み、年齢は問いません。このため、技能職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。
- 3 年収ベース（試算値）のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全 体		1人	2人	3人	0人	4人		1人	8人	18人	13人	8人
うち清掃職員		1人	2人	3人		4人			6人	11人	4人	4人
うち学校給食員												
うち用務員								1人	1人	5人	5人	1人
うち自動車運転手										1人	1人	1人
うちその他									1人	1人	3人	2人
池田市水道事業			1人	1人				1人	2人	3人	4人	
うちその他			1人	1人				1人	2人	3人	4人	
池田市公共下水道事業												
うちその他												
池田市病院事業												
うちその他												

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能職給料表

イ 技能職員に係る特殊勤務手当

	手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1	火葬業務等従事手当	火葬業務に従事したとき	1件450円（死獣の場合220円）
		市営葬儀に従事したとき	1件700円
		行旅死亡人の収容移送業務に従事したとき	1件1,150円
2	感染症予防消毒等従事手当	感染症の予防又は消毒作業に従事したとき	日額350円
3	ごみ・し尿等取扱手当	し尿収集又はし尿処理作業に従事した者	日額800円
		ごみ収集又はごみ処理作業に従事した者	
		汚物・死獣収集処理作業に従事した者	
4	夜間特殊業務従事手当	午後10時から翌日の午前5時までの時間帯に勤務した者	深夜の全部 1夜980円 深夜の一部 1夜650円 (2時間未満440円)
池田市水道事業			
1	水道管・取水口維持補修業務従事手当	交通遮断されていない車道上で行う水道管等の維持補修作業に従事した者	日額450円
		浄水場の取水口附近の河川内において行う蓄積物の撤去等の作業に従事した者	
2	夜間特殊業務従事手当	午後10時から翌日の午前5時までの時間帯に勤務した者	深夜の全部 1夜980円 深夜の一部 1夜650円 (2時間未満440円)
池田市公共下水道事業			
1	下水処理業務従事手当	下水処理施設の清掃若しくは点検整備又は下水の採水若しくは分析作業に3時間以上従事した者	日額800円

ウ 昇給基準

毎年1月1日を昇給日とし、前1年間における勤務成績に応じて4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

定年引上げに伴い、令和5年4月より条例定数の改正及び令和15年までの計画を作成し、計画に基づき適正管理に努めながら総人件費抑制に取り組んでいるところですが、今後も民間事業者、国、府、近隣市町村の動向を踏まえ適正化に取り組んでまいります。

3 具体的な取組内容

平成31年4月1日より、国家公務員の行政職俸給表（二）に準じた技能職給料表を導入するとともに、他の一般職及び国の技能職と同様、学歴別の初任給とすることとしました。